



NEWS RELEASE

2015年4月1日

申込印等の廃止および 「責任開始期に関する特約」の取り扱い開始

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社（社長：高橋 薫）は、2015年4月2日から、個人のお客さまを対象に申込印等を廃止するとともに、「責任開始期に関する特約」の取り扱いを開始しますので、お知らせします。

1. 個人のお客さまを対象とした申込印等の廃止 ～ボールペン1本でお申し込みが可能に～

個人のお客さまを対象に「申込印」「被保険者同意印」等の印鑑を廃止します。「ネット口座振替受付サービス」※1と後記2の「責任開始期に関する特約」をあわせてご利用いただくことにより、現金・印鑑を準備することなくお申し込みが完結するようになり、お客さまの利便性が向上します。

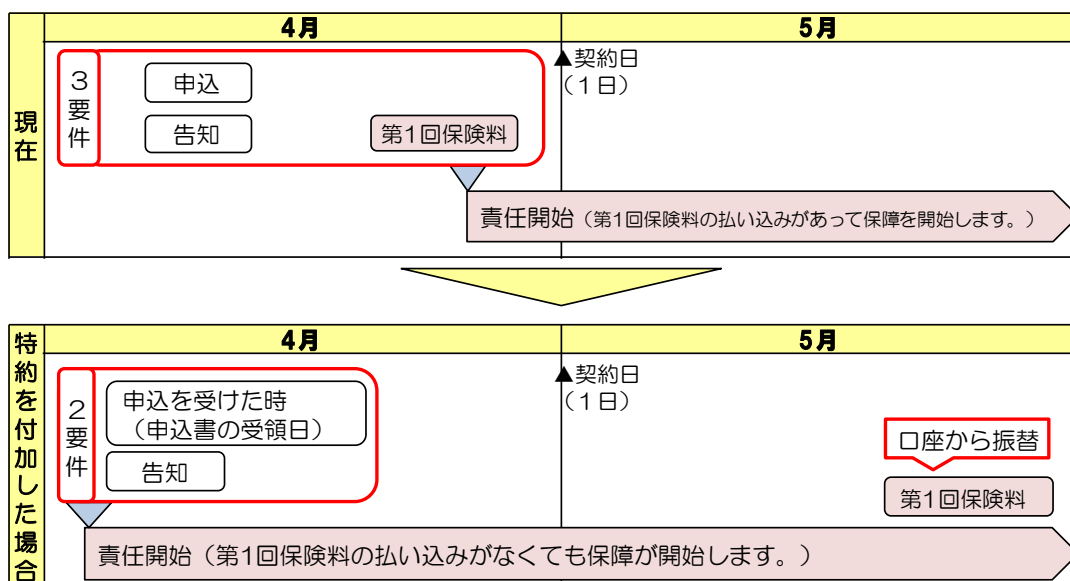
※1：お客さまのスマートフォンもしくはカメラ付き携帯電話を利用して、口座振替の登録をするサービスです。

2. 「責任開始期に関する特約」の取り扱いの開始

従来は、保障を開始するためには「申込書の受領」「告知」「第1回保険料の払い込み」の3つが全て満たされる必要がありましたが、「責任開始期に関する特約」を付加された場合には、「申込書の受領」および「告知」がそろった時点から保障を開始※2します。これにより、従来に比べて保障の開始を早期化することができます。

※2：がん保険等は、責任開始日からその日を含めて91日目より保障を開始します。

【責任開始期に関する特約のイメージ】



当社は、今後も「お客さまの視点」で品質の向上に取り組み、お客さまから最も高く評価される生命保険会社を目指してまいります。

以上